

第1回
「三重県地震・津波対策都市計画指針(仮称)」
策定に関する小委員会

議 事 録

平成26年10月15日

第1回「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」
策定に関する小委員会 議事録

1. 開催日 平成26年10月15日（水）
2. 開催時間 午後1時00分
3. 閉会時間 午後3時00分
4. 開催場所 アスト津 4階 会議室1
5. 議題 「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」骨子案の検討
6. 出席員の氏名（議席番号は三重県都市計画審議会と同一）
 - 第1番委員 朝日 幸代
 - 第2番委員 村山 顕人
 - 第4番委員 柳川 貴子
 - 臨時委員 川口 淳

第1回「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）策定に関する小委員会

●事務局

恐れ入ります。それでは定刻になりまして、皆様おそろいになりましたので、ただいまから第1回「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」策定に関する三重県都市計画審議会小委員会開催を致します。

私、本日の司会を担当しております、三重県 県土整備部 都市政策課長の 中嶋 でございます。よろしくお願い申し上げます。

小委員会の開催にあたり、三重県 県土整備部 住まいまちづくり担当次長の永納から一言ご挨拶を申し上げます。

●事務局

ただいまご紹介に預かりました、住まいまちづくり担当次長の永納でございます。本日、委員の皆さま方には、お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

また、平素より、三重県行政とりわけ都市計画行政の推進にご理解とご協力をいただき、この場を借りまして厚くお礼申し上げます。

当委員会は、8月5日（火曜日）に開催を致しました、第176回三重県都市計画審議会にて諮問されました「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」策定に関する小委員会ということでございます。

都市計画につきましては人口減少社会、超高齢社会に対応するため、持続可能な都市構造として、集約型都市構造、すなわちコンパクトシティーの構築を、三重県を含めて全国的に目指している所でございます。ただ一方、東日本大震災等が発生致しまして、本県においても南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中で、コンパクトシティーを目指していく中で、それに加えて特に地震・津波に強い都市構造の構築が、新たな重要課題ということになってまいりました。本県におきましては、特に、沿岸部の浸水想定区域等に、人口も集中しておりますし、重要な都市施設も集中しておるということでございます。その中で、地震や津波等で、都市機能が停滞することがないように、また災害時、速やかに復興が進められるよう、そのようなことを考慮しながら、今後の都市計画、マスタープラン等どんなふうに作っていったらいいのか、ということは、県をはじめ、市町におきましても、大きな悩みとなっております。その中で、三重県において、地震・津波に強いまちづくりが今後進められますよう、委員の皆様方には、小議会での議論におきまして、良い指針を示していただきますよう、活発なご議論いただくようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

●事務局

続きまして、今回、三重県都市計画審議会運営要領第5条第2項により、都市計画審議会会長から指名いただきました、本小委員会の方々をご紹介させていただきます。委員の皆さまから一言ずつご挨拶いただきたいと存じます。経済分野の朝日幸代（あさひさちよ）委員でございます。

● 1 番委員

三重大学人文学部法律経済学科の朝日と申します。私は地域経済、公共経済等を専門にしておりますけれども、もう既に中部地方整備局の方で、地域の地震・津波等対策の多くの課題が検討されてきております。三重県でも、やはり地震・津波といった自然災害に対応した町づくりというのが緊急の課題になっていると思います。微力ながら、三重県の地域の安全、それから広域の都市づくりという事に、県単位の中で、少しでも初めて取り組んでいきたいなと思っております。よろしくお願い致します。

●事務局

続きまして都市計画分野の村山顕人（むらやまあきと）委員でございます。

● 2 番委員

東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻の村山です。専門は都市計画で、マスタープラン策定を始めとする計画策定の方法・技術について研究しております。中部地方整備局の「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」の策定にも参加させていただきまして、これをどう基礎自治体にメッセージとして伝えていくか、そして、いかに災害に強い都市計画マスタープラン等を作って行くか、ということを考えています。

●事務局

ありがとうございました。続きまして建築分野の方から、柳川貴子（やながわたかこ）委員でございます。

● 4 番委員

建築士会の柳川貴子と申します。本業は建築資材の卸売業を行っておりまして、建築士の立場以外に、一県民、一事業者として、いろいろとお役に立てる意見が述べられればと思います。どうぞよろしくお願い致します。

●事務局

そして、今回、三重県都市計画審議会条例第 3 条第 1 項に基づき、臨時委員としてご参加いただくことになりました、防災分野の川口淳（かわぐちじゅん）委員でございます。一言ご挨拶をお願いします。

●臨時委員

三重大の川口でございます。私、もともと建築屋なんですけれども、耐震設計、あるいは超高層ビルディングが専門なんですけれども、阪神淡路大震災以降ですね、今日は都市計画の話なんですけれども、どちらかっていうとハードウェアなのかなって思ったりするんですけれども、ハードとソフトの一体をしないと住民を守れない、っていうことが 20 年前の震災でわかって

ですね、三重県においてハード、ソフトとともに、どうしたら安全な町づくり、人の命を守ることができるかというのが私のテーマになっております。三重防災減災センターを三重県さんと我々で立ち上げさせていただきまして、そちらの地域企業支援だとか、あるいは県と情報収集させていただいておりますので、今後もなにとぞよろしくお願い申し上げます。

●事務局

ありがとうございました。なお、朝日委員には、「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」策定に関する小委員会運営要領第4項にて、あらかじめ、都市計画審議会会長から委員長に指名されております。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、これから先の進行につきまして、朝日委員長にお願いを致したいと存じ上げます。よろしくお願い申し上げます。

●委員長

委員の皆様には何かとご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。会議の進行を務めさせていただきますので、委員の皆様にはスムーズに進行ができますよう、ご協力をお願い致します。

●委員長

まず、小委員会の議事録の署名者2名を、三重県都市計画審議会運営要綱第10条の規定に準じ、委員長から指名させていただきます。村山（むらやま）委員、柳川（やながわ）委員、よろしくお願い致します。

●委員長

次に、本日出席されています委員の人数は4人ですので、委員総数の2分の1以上であり、三重県都市計画審議会条例 第6条第2項の規定に準じ、本小審議会は、成立致しました。

●委員長

それでは、議案の審議に入る前に、まず、審議の公開について、ご審議いただきたいと存じます。三重県都市計画審議会運営要綱 第8条 第1項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しないため、公開としたいと存じますが、いかがでしょうか？

意義はないようですので、公開すること、と決定致します。

●委員長

それでは、本日の傍聴人につきまして、事務局より報告をお願い致します。

●事務局

報告します。本日、一般傍聴者の方につきましては、ございません。報道関係者の方が4名、合計4名の方が傍聴という事でございます。

●委員長

今回は、傍聴者はいないようですので、このまま進めさせていただきたいと思います。なお、三重県都市計画審議会運営要領第7条に基づき、議事に関係ある行政機関の職員として、市町の都市計画および防災関係の職員が同席しておりますので、ご了承ください。続きまして、本日の資料について、確認をさせていただきます。事務局から確認をお願い致します。

●事務局

本日の資料について確認致します。まずは小委員会事項書、審議会条例、そして審議会会の運営要綱。小委員会にかかる運営要領ということになっております。それからホッチキス止め3つございます、カラー版です。資料ですが、これまでの経過及びスケジュールという青いものです。それからA3版横のですね、骨子という形のもので。最後に地震津波対策の取り組みと時間軸のイメージということが表紙に書いてありますが、青い両面刷りのカラーのです、以上ですがお手元にありますでしょうか？よろしいですか？

●委員長

それでは議案の審議に入りたいと存じます。

本日、ご審議いただきます議案は、「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」の骨子についてです。それでは、まず、これまでの経過及びスケジュールについて、事務局から説明をお願い致します。

●事務局

では私の方から説明させていただきます。「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」策定のこれまでの経過、及びこれまでのスケジュールをご説明させていただきます。こちらのスクリーンをご覧ください。

現在の都市計画においては、人口減少、超高齢社会に対応するため、持続可能な都市構造として集約型都市構造、コンパクトシティの都市構築を目指しています。一方で伊勢湾や熊野灘部より市街地が集中しており、三重県が発表した平成25年度、地震被害調査における津波浸水予測図によると、南海トラフを震源地とする地震が発生した場合、沿岸部の市街地の多くが津波浸水区域に入ると想定されています。

このため、現在避難路や津波避難タワーの整備が進められていますが、中長期の視点からこれまでの集約型都市構造を減らす考え方に加え、地震・津波に強い都市構造の構築についても、都市計画に位置付ける事が重要と考えております。

国においてもこのような考え方のもと、南海トラフ地震対策特別措置法が制定されるとともに、国土交通省、中部地方整備局においては昨年度、「地震・津波に強いまちづくりガイドライン」が策定されました。また、茨城県や神奈川県においても県マスタープランの地震・津波対策編が策定されるなど、全国的にも都市計画の視点からの検討が進められています。

また、県内の都市計画の担当者からも、地震・津波対策を考慮した都市計画の考え方を示してほしい、あるいは地域等マスタープランにどのように反映させて行くか手法を知りたい、といったご意見をいただいております。

このため、本県においても三重県地震・津波対策都市計画指針を策定します。この指針を今後、市町、都市マスタープランや県、都市マスタープランに反映していきたいと考えていることから、8月5日に開催された審議会に調査・審議をお諮りしました。詳細な調査審議につきましては、三重県都市計画審議会運営要綱第5条に定められる小委員会により検討する旨了承をいただき、本日第1回を開催する運びとなりました。

予定していますスケジュールについてご説明をさせていただきます。本指針は、三重県地震・津波対策行動計画において、平成26年度から27年度までの2か年で作成する予定です。

小委員会は、26年度内に今回を含め4回程度を開催する予定でございます。また、小委員会の内容につきましては、都市計画審議会が開催される都度、報告を予定しております。以上でこれまでの経過とスケジュールについての説明を終わらせていただきます。

●委員長

説明は以上でございますが、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をよろしくお願い致します。

策定方針でありますとか、策定の位置づけとか、策定内容そのあたり、どうでしょうか。

それでは、後程、審議していただく中で、こちらの内容に戻ってくる事があるかもしれませんが、そういう時にこちらの都市計画における骨子に合わせて、策定の方向とか見直す形で、議論する形で進めていきます。次に、「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」骨子（案）と、具体的施策の検討・抽出について事務局から説明をお願い致します。

●事務局

「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」ですけれども、この骨子についてご説明申しあげたいと思います。私、県土整備部都市政策課の橋本と申します。よろしくお願い致します。カラー刷り3枚で骨子になっております。1枚目は構成イメージ、2枚目に三重県の目指す都市の将来像、3枚目にマスタープランへの反映イメージという形です。それではご説明したいと思います。

先ほどもスケジュールにありましたように、平成27年度に骨子を具体案にして、形に持っていきたい所ですけれども、まず今日議論いただきたい点を言いますと、参加いただいている委員や関係者のみなさんはどういう内容のものを作っているのか現段階で明確にはわからないと思いますので、この第1回の中では、概ねこういうものを作っていこうという事を共通認識したいと思います。それでは説明の方に入らせていただきます。

1枚目の所ですが、構成イメージという事で、都市計画が担う役割そして現状課題、最後に都市マスタープランへの反映の考え方、という流れで構成をしていきたいなと思っております。特にこの表現方法ですが、指針という言葉にこだわっていますが、本来はもう少しやわらかく、地震・津波に強い都市計画づくりの考え方、というようなイメージで思っただけであればと思っています。

第1章の「指針の目的」という所ですが、三重県の新地震・津波対策行動計画に基づきまして、先ほどもお話したように集約型の都市構造に加えて、地震・津波に強いどういった都市を

作っていくかの考え方を示していく、という目的でございます。方向として右側の方に細かく書いていますが、県民のみなさんからはもちろん意見をいただき、市町と一緒に作っていくということですが、具体的にはこの小委員会で審議をいただいて、審議いただいたものを都市計画審議会で審議いただいて、最終的な方向を出していただく流れになりますので、委員のみなさまにはよろしくお願ひしたいと思います。

第2章の「現状と課題」ですが、2つございまして、「都市計画区域における現状と課題」という事と、「地震・津波に関する現状と課題」という事です。都市計画における課題としましては、三重県におきましても、全国の地方都市と同様に人口減少してきています。高齢人口は、ある程度増加が進んでいるものの、生産人口の方が大幅に減少していく、というような状況になります。都市計画の特徴として、三重県もそうですが、過去人口増加とともに、市街地は郊外へと急速に拡大し、過去40年で人口は2割ほどしか増えていませんけれども、これに対して、市街化区域の面積は約2倍まで拡大したという状況になっております。次に財政その他の課題ですけれども、国、地方とも財政収支が非常に悪化していきまして、今後、公共施設の投資水準が横ばいとしても2037年頃には、維持管理、そして更新費すら賄えないような状態になってくる、という課題がございます。次に地震・津波に関する現状と課題です。東日本大震災の局面を踏まえた都市の防災対策という事で、全国的には（法定計画である）都市マスタープランと別の方針や計画などという形でステージを分けて、地震・津波に対する考え方が公表されております。国土交通省におきまして、あるいは（南海トラフ）対象の府県におきましても、都市計画の中にどういうふうに盛り込むか、という事の議論が進んでいますが、本県のようにマスタープランへ書き込む方針はまだ少ない状況です。南海トラフの地震につきましては、特別措置法が発表になって、強化地域という事で三重県内の16市町が指定された状況です。その中で本指針は、国交省の示すようなガイドライン等をもとに、市・町が防災減災に対する現状把握を進めていますので、これらをもとに都市計画へどのように反映していくか、という事が課題で、次章でこれらを要約した流れを書いています。

第3章、都市づくりの方向性という事で、対応すべき課題は大きく2つあります。上記課題の人口減少・超高齢社会と、発生が想定される大規模地震、大きな2つの視点に対して、担うべき中心課題のひとつは国の方で提唱されております、多極ネットワーク型集約型都市構造の構築、1極集中ではなく、幾つかの拠点を設けて、これらに主要な施設や人口を集め、さらにそれをネットワークで結んで行こうというものです。もうひとつは、地震・津波に強い都市構造という事で、全国的にもなかなか具体案は出ていませんが、（市町が選択できる）明確な方向について示していけたらということで、緊急に取り組まなければならないことです。二つの課題について、（3つの段階・フェーズの）現在の取組は、地震・津波対策について、防災部局等が中心となり実施されている事で、私ども都市計画としましては、長期のグランドデザインを検討し、将来、都市がこうありたいというような形を見据えながら、10年後のイメージを作り、都市マスタープランの役割として反映していく内容を示し、さらに、具体の都市計画として位置付けていく事で、土地利用の規制や施設などを誘導していく、という手順でございます。次に、具体的に、県による方針の提案、都市マスタープランへの反映、についてでございますが、（東日本大震災以降）防災の観点で都市づくりを進められることが大前提になっており、今後の都市づくりの方向性も示していかなければなりません。都市マスタープランへの反

映については、市町マスタープランおよび県マスタープランにおいて、現状や課題における地震・津波に関するような内容の記載をしていく、想定で津波の区域はどこまで来るのか等を示していく。その上で目標や方向性について示して、対策を講じるような記載をしていく内容を示してしたいと思っています。

では具体的に、将来像として考えられることについては、2枚目の三重県のめざす『都市の将来像』を見ていただけますでしょうか。

上の方に課題ということで先ほどご提案したような、人口減少や地震・津波等防災対策といった課題に対して、現在、全国的に取られているのは左側の枠の中ですが、都市の将来像としてはコンパクトプラスネットワークという言い方をしており、検討を進めるうえで前提となる考え方です。これは公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりという考え方ですが、平成26年、今年度8月に施行された都市再生特別措置法の中で立地適正化計画制度の導入ということで大きく示されました。立地適正化計画は都市の将来像を見据えたマスタープランを更に高度化したものでございます。この制度では民間などの活動についても、ある程度誘導していくという強い意志を持ったもので、時間軸を持ったようなアクションプランというように考えていただければと思っています。絵の中にちょっとアメーバーのように書いてある所がありますが、市街化区域よりも少し小さく、住居や都市機能を誘導すると考え方が示されています。三重県におきましては、これらの考え方を整理して、どのように検討を進めていくかですが、実はコンパクトシティについては、三重県では集約型都市構造という考え方で平成20年の7月に策定しました改訂基本方針の中で、すでに三重県としてしっかり取り組んで行こうという考えを示し、23年から25年に策定しました県のマスタープランにおきまして、それぞれの区域において、どういう方向を目指すかということを示しております。次に、ネットワークとしてですが、これも平成20年に都市計画におきまして、人口減少に対応したような交通体系の整備という事を目指す、というふうに謳っておりますが、今年度、三重県の総合交通ビジョンという形で、県の地域連携部において、今年度中の策定を目指し進められています。その中には持続可能なまちづくり資する交通拠点と、多様なネットワークの構築というような表現で、このコンパクトプラスネットワークの表現が記載されているところです。

県としてはコンパクトプラスネットワークという言葉前提、ベースラインにおきまして、防災を追加するという事で右側を見ていただきますと、平成9年に、国の方で通知がありました、都市防災構造化対策の推進についてという事で、この中でいろんな考え方が示されていますが、その後、平成25年5月24日ですけれども、「防災都市づくり計画作策定指針」という形の中でより具体的に示されています。防災においては、都市づくりという言葉が出ておりますので、都市計画においてはまちづくりではなくこういった言葉を使っていくのがいいのかなと考えているところです。次に、昨年度中部地方整備局で策定されました「地震・津波に強いまちづくりガイドライン」では、下のようなイメージなんですけれども、地震・津波災害に強いまちづくりを作るために考えていかなければならない基本的な考え方として、安全・確実な避難の確保、地震・津波に強い都市構造の構築、災害に強い都市・人をつくるといった考えの中で、2番目にあります災害に強い都市構造の構築という部分を、取り出していかなければならない、それを具体化しているのが下の所なんですけれども、中長期的な施策の中で検討してください、

というアドバイスのもと、地震・津波対策を必要とする施設対策や、火災に強い町の形成、災害リスクに対応した土地利用計画、それから地域の対策といったようなものを含めて考えるべき、というふうなご指摘があります。これらにおきまして、三重県においてですが先ほどもご説明した様に、現在、取り組んでおります緊急に取り組んでいくべき事項ということで、もちろん命を守るそれから県民や企業さんも防災の取り組みと連携していく、逃げやすく災害に強い都市構造の構築が求められている中で、いちばん右側の長期グランドデザイン、これはだいたい50年後なんですけど、地域の実情にあったものを目指しつつ、どういうイメージかを考えていかなければいけません、これを目指して概ね10年以内に実施していくような産業振興とか、あるいは地域活性化というものを踏まえて、この地震津波に強い集約型都市構造を目指して行く、というようなことをマスタープランの中で反映していきたい、と考えています。

三枚目にマスタープランへの反映のイメージを示しています。左側が県による方針の提案、右側が都市マスタープランへの反映ですが、左側に、防災の観点で都市づくりに求められていること、防災の観点から見て今後の都市づくりの中の方向性を示していく内容。この二つを書いています。まず一つ目の求められている事は何だろうか、という事ですが、ここでは審議会からは、地震・津波についての考え方を示すようにという事でありましたが、様々な災害に対応する都市づくりが求められている中で、これまで都市計画では、火災や地震動については、密集市街地等の問題などとして検討してきた事もありましたが、地震・津波について具体的に表記していなかったという事があります。

国交省においても、あらゆる自然災害による被害の抑止、軽減を目標とするグランドデザインを、目標を一つにする方針が示されています。将来のまちが活性化するという事はもちろんの事、安全であるというベースを、グランドデザインの一つで表現していくというような事が求められています。

次に、計画作りについては、市民や関係者の参加によって、しっかりとした防災力を向上に向けた情報提供や保存を行っていかねばならない、という事があげられています。これらに基づきまして、いろいろ考えていくと、災害においては地震・津波の他にも、風水害というものも考えられますが、その被害の規模や発生頻度などによって、示していくべき内容が変わってくると思っています。この辺りについては事前に先生方からも、事前のレクの中で少しアドバイスをいただいた内容も含めて表記させていただいております。エリアについての表記の方法については、本当にごくまれな災害のパターンであっても、命を守る場合は検討すべきではないか、あるいは、頻度が高くて起こりうる可能性の高いところでは、都市施設の整備を行った方が良いのか、というような、こういう投げ方を示して行く、ということでございます。

次に、防災の観点から見た今後の都市づくりの方向性という事で、防災を明確に意識した都市づくりという事です。これまで、都市計画担当者というのは、あまり防災を明確に意識した事は、もちろんあるのですが、明確に災害の想定を表記するような事はなかったのです。これらの反省を踏まえて、2点目になります、短期的な防災対策を規定する、地域の防災計画などと合わせて、中長期的な都市像を示す。そして都市マスタープランの十分な連携といった事が必要ななと思っています。さらに、多様な主体との協働、市町と連携しながら、地域特性を踏まえたような形で整備して行くという事で、先生方の事前のレクの中でも、伊勢湾岸である

とか、熊野灘沿岸などの地域分けをして、複数のパターンで検討すべきではないか、とご指摘をいただいているところです。本日はそういった事も含めて、ご提案の中に入れていただきありがとうございました。県が示す内容は、都市マスタープランへの反映という事では、これまであまり災害に関する表記をしていなかったもので、概況や課題における地震津波に関するような内容を記載していきましょう、というような事を考えています。具体的には、都市づくりにおける考慮すべき災害リスクという形で、過去の災害履歴や被害想定、シミュレーションの結果などを踏まえて、被災を明確にしていくという事で、「いつ起こったのか」とか「どこまで津波来たんだよ」というような内容に加えて、今後発生が想定されるようなものは、どういう規模のどんな物で、どういう地域にどんな被害を及ぼすのかなどが書けたらと思っています。これによりまして、これまで進めてきましたコンパクト、あるいはネットワークというものが、具体的にどれぐらいの影響を受けるのかというような事が、判断できます。

その上で、次に示す目標や方向性における地震津波に対する記載という事で、対策を記載し、具体的に自然災害に対してどういった形で都市計画において、目標・目的とするか、というような事を検討し、災害リスクに基づいた整備の推進などについて表記していくことを示しています。特に、地震や津波に関してあげていくという意味では、個人の負担になるのですが、新築や建替・改修を含めた時期に地震動や延焼火災の強い都市づくりを促進するようなお願いをしていくなどの方針が考えられます。避難路や避難場所の確保に向けて整備を進めるといったような事を、最後には長期的なイメージとして、複数の案を検討していきたいと考えております。

県といたしましては、県の考える方向性を提案して、市町と一緒に、マスタープランの中に災害リスクを表記しながら、それぞれ向かって行くイメージを作り込んで行こうと考えていますが、今回ご議論していただきたい内容は、具体的に一個一個の都市計画のマスタープランを作るわけではありませんので、どういう盛り込みをしたら良いのか、というような事について、先生方で議論し、共有が出来たらなと思っていますので、宜しくお願いします。引き続き、具体のイメージについて説明します。

●事務局

では、バトンタッチをしまして、県土整備部都市政策課の伊藤が、事項書にあります、議事の3番目、「具体政策の検討抽出」という項目について説明をさせていただきます。これまで、指針の骨子案という事で、私どもの橋本の方から説明をさせていただきました。

ここからは具体的に取り組む施策の検討と抽出、という事で説明を行っていききたいと思います。ご覧いただきたい資料はA4の青色の両面刷りの資料になります。

今回の全体のテーマとしては、地震津波の対策をマスタープランへ反映させる事を目的として策定する指針、という事で、これは説明があったんですが、どちらかというと少し抽象的な表現が多くなりがちと言え、概念とか、目的とする事などは理解はしやすいとは思いますが、漠然としていて、市町の方々や、我々がマスタープラン改定を行う時にどのように活用したら良いのか、少しわかりにくいのではないかと不安が残ります。マスタープラン改定という作業を行う際には、どのような視点を加えて考え進めていくのか、マスタープランの先にある、それに基づいて実施していく具体的な取り組みの施策を整理する事で、どのような事

を考える必要があるのか、どのような事を想定していかなければいけないのかというような事について、よりわかりやすくなるのではないかとこの事で、今回、取組施策のイメージと、施策の一覧を作成してみたのがこの資料です。こちらスライドに映していますが、ここに示すイメージ図というのは、取り組む施策の時間的な観点とした軸と、取組主体の公共の関与度合い等を軸に取り、施策を分布させてみたイメージです。分布したイメージを三つの大きくグループに分けて考える事が出来るのではないかとこの事で、このように丸で囲ませていただいたグループに分けております。

まず、原点に近い側から、とにかく命を守るための取組、施策をとこのことを考えまして、続いて、都市機能を維持するための取り組み施策というのがあると思います。最後には、最終的に地震津波に強い都市構造を作るための取組施策というテーマのグループ分けが出来るのではないかと考えております。こちらの時間軸でいきます現在の取り組み、10年後想定、グランドデザインの観点は、先ほど、骨子案の説明でも使ったとおり、骨子案の資料1ページ目の一番下の方にある、課題とフェーズというところの取り組みの考えと、リンクするようなイメージで作図をしてみました。このグルーピングをした結果ですが、取組の優先度に関しては、原点に近い側、かつ短期的な取り組みの方がより強いと言え、逆に離れていくと、効果発現までの期間が比較的長い取り組みになるという傾向があるように考えています。

続きまして、「それぞれの施策を課題とその解決のための取組施策等一覧」に取りまとめたのが、次のページ以降の表でございます。ちなみに現在、作成してあります図・表は、現時点で、事務局レベルで想定したものの一例を表示しております。今後は、実際に実務に携わっていただく市町の方々と、意見交換等しながら、内容を充実させるとともに、使い勝手の良い形を模索していきたいな、と事務局としては考えております。

では、内容の方を少し紹介させていただきたいと思っております。まず一つ目、テーマとしては「命を守るための取り組み」という事ですと、具体的な取組としては、とにかく地震津波が発生してから、命を守るため、逃げるための取組として、避難路を確保しようという大きな課題があると思います。ソフト的な対策としては、避難訓練を自治会単位で実施をしたりするようなソフトの対策もあれば、取組規模はそれぞれ違うんですけども、自治会の自助努力で、避難路を整備するとか、公共がこの場合は避難路を整備するんだという事で、整備をされるような、ハード的な避難路整備等が現在取り組まれている取り組みとしてあります。また、今後の方針として出てくる内容なんですけども、避難路として考える道、公共道路が設定した道沿いにブロック塀などがあり、崩壊する恐れのあるブロック塀や、倒壊する可能性のある空き家等をどのように撤去していくかというところを今後、見据えて取り組んでいくような内容ではないか、と考えておまして、また、公共が強く実施している中身としては、無電柱化等の取組というのも、現在進められてきております。実際に、命を守るというこのテーマの取り組みに関しては、都市計画として直接的に取り組む施策というのは、比較的少ないのではないかとお考えかもしれませんが、一部、中長期的にどうしてもやっていくんだというような形で、取り組みを支援する形のツールとして、都市計画決定をして、事業化をしていくとか、たとえば、避難場所を整備するという意味で、防災公園として位置付けの都市計画決定をして、事業化をしていく等も、ツールとしては一応考えられると思っております。

次のページをお願いします。続いて、都市機能を維持するための取組という観点で、グルーピ

ングされた中身は、津波被害が、都市の居住機能を大きく担っている地区、津波の浸水範囲にほとんどの方々が住んでいるようなまちを持っている都市があれば、居住機能を維持する観点から、用途地域の見直しだったり、導入をすることで、居住機能というのを規制誘導して、長期的にまちを移動させるわけではないですが、誘導して行くというような事が考えられたり、地域拠点としての公共施設や移動施設で重要とされるような位置づけの施設が、浸水エリア内にあれば、そういうところから外へ誘導するような事を都市計画上で位置付けて、方向を示す等が考えられます。

次のページをお願いします。最終的に、最後に地震・津波に強い都市構造作るための取組施策というテーマとしては、上の方、上段の方にあるんですけど、主として、インフラ系で道路や河川、海岸堤防の整備など、広く公共が取り組んできています。現在も取り組みながら中長期的も取り組みを進めていくという事で、実施して来ております。このテーマにおいて都市計画としては、先ほどもあったんですけども、拠点等が、浸水エリア内に存在するような場合でも、浸水範囲外への誘導移転等を実施して行く、もしくは検討して行くという事が考えられると思います。先ほどの説明にもあったんですけども、先般、都市再生特別措置法というのが改正されて、立地適正化計画等の策定も順次検討されている状況です。この立地適正化計画というのは、都市マスタープランとの整合を図る必要もございまして、立地適正化計画の立案時には、今回、加えるべき視点として、説明をさせていただいております地震・津波対策の視点というのも加味しておく必要もあります。最後に一番下の段になるんですけど、復興計画という課題も今、大きくクローズアップされて来ておりまして、今回の趣旨が都市マスタープランの改訂の指針策定ですので、積極的かつ具体的に復興計画において言及する事は出来ないかと思うんですけども。大震災が発生して、不幸にも被災した状態があるならば、そういった状態を想定して、必要となる施策について整備しておく事や、その実現のための準備しておく事は、非常に意義のあることではないかと考えております。

ここまで説明して来た内容につきましては、それぞれテーマに分類されながらも、同種同類の取組について重複してお話させていただきましたし、記載されている箇所がございます。今回考えている一覧というのは、取り組める施策というのを洗い出しておき、重複も含めて、どの位置で取り組むべきとして限定するのではなくて、一つのある施策について、ある都市では、都市機能を維持する観点で取り組むけど、また違う都市では地震・津波に強い都市構造を作る観点で取り組むといったような事が、考えられるのではないかと考えておりまして、また、別の観点で言いますと、都市ごとで取り組み施策自体の組み合わせが、それぞれ異なってくるのではないかなというふうに考えております。こちらの組み合わせが変わってくるということに関しましては、先ほどの説明にもあったんですけども。地域特性というもので、大きく分類されてくるのではないかなと考えております。当面は取り組みメニュー一覧といった形で、取り組みをざっと洗い出して、その中から最終的には、県内での数タイプの地域特性、例えばなんですけど、伊勢湾内の都市部、半島島嶼部に熊野灘とか、志摩半島とかに存在するような地域、はたまた、0メートルの地帯を有する市町の形であったり、内陸部の都市の形というような分類というのが出来れば、目指すべき姿の形の整備の一つになるのではないかと、という風に考えております。ここでは具体施策の検討と抽出という事で説明させていただきました。

●委員長

説明は以上でございますが、今、都市計画の担う役割、現状課題とマスタープランの反映と考え方、それから後、都市の将来像、それから今回ですね、事務局の方から提示されています、今回の地震津波という事、それから、マスタープランへの反映という事、また、県の方針の提案と、都市マスタープランの反映、これは、イメージにありました。それから、地震津波の取り組みの時間軸のイメージ、それぞれ大きく3つに分かれておりますので、それらの細かな取り組み施策という事で、ご報告があったかと思えます。まず、こちらについてですね、ご質問、ご意見ございましたら、皆さんご発言等宜しくお願い致します。

●臨時委員

よろしいですか？

●委員長

はい。

●臨時委員

最初にしゃべるのは気が引けるのですけれども、誰かしゃべらなきゃいけないので、しゃべります。今、ご提示いただいた全体的な方向性については全くもって賛成であります。今まで、震災、東日本大震災、具体的にいうと東日本が起きるまでに、都市計画分野で考えられてきたコンパクトシティという流れに加えて、わが県を一見しますと、非常にリスクの高い、災害リスク、特に地震津波リスクが高いところですので、これを無視したランドデザインはないだろうというのが、まずとても大切なところで、地震津波に強い都市づくりをやろう、という方針を決めて進むというのは、当たり前なんだ、というふうに思います。

そこで、三重県を見てみた時に、コンパクトにしやすいところはいくつかあるんだけど、コンパクトにした場所のリスクはどうか、というのを見てみると、そこがリスクが高いと、果たしてそういう集約都市をそこへ持って行く事自体が正しいのかどうか、という議論がされるところに今、至っているのだろう、というふうに思います。もちろん、それをどうやって誘導するのかって、後で説明があったところで、いろんな施策があるんでしょうし、その意思決定というのは、単純にここで出来るものではないので、僕たちは、広く県民の皆さんに材料をしっかり提供した上で、ちゃんと議論が出来る、あるいは市町の人たちがその上から選択が出来る形を示す必要があるだろう、という風に思います。

県の役目はどこにあるかというのは、なかなか難しいところなんですけれども、そのオプションを出来るだけ沢山示す。それから、選べるだけの理由をちゃんと、オプションを示しておく事だろうというふうに思います。もちろん、オプションも、これもあれもあって書くんじゃなくて、そのオプション、選ぶ理由と効果、あるいは具体的なイメージというのがセットになってね。何処というわけじゃないんですけれども、示される事がとても大切だろうと思っています。ですから、全体的な流れとしては、これで大きな問題はないだろうというふうに私は思っています。ただ、細かい点にいきますとね、もうちょっと、例えば、三重県でも今年の3月に被害想定をかなり一生懸命やって作っていただいているので、これの読み込みですよ。

つまり、今までの被害想定レベルと今回、国が示した、2年前に示した、南海トラフ巨大地震のマックスの想定と、今回はその中間の想定がありますので、この想定をどう咀嚼するのかっていう事については、相当読み込む必要があるだろうと。例えば、揺れの想定にしたら、震度分布と液状化とあるわけですし。それから、津波の想定については、浸水想定、浸水時間みたいなものが、細かく、一応在材料として上がっているので、それが、一個一個の想定がどういふふうにかたにリンクするのかっていうのが、読めるような絵があるんだらうなという気が、一つはしているところでありす。

あんまりしゃべりすぎるとあれなんですけども、全体としては、そんな印象を持っています。それから、後半のアウトカムについても、私は基本的に賛成でありまして、いくつかのオプション、都市計画上のオプションは示してあげて、まさに地域特性や、リスクの大きさだとか、どれを取って行くとうちは、こういう方針でやった方がよいよね、っていうそのモデルが書かれてあるような、決定が示されると、市町はとても使いやすいのかなと、そういうふうに思っています。最初に気付いたことだけ、しゃべらせて、後でまた何かあったら、追加してしゃべらせていただこうと思います。

●委員長

今、川口委員がご指摘いただいた、報告とリンクした地域でのリスクという点ですね。まず、これについては、事務局はどのようなお考えでいらっしゃいますでしょうか。

●事務局

はい、三重県内の都市計画で、拠点であるとか、市街化区域であるとかいった都市の状況と災害想定を重ね合わせ、津波浸水区域等のハザードに対して誘導してこようとしているものです。例えば、3枚目の右側の図ですけれども、津市の例ですが、この緑のところは、市街化区域で、ここに津波浸水の範囲を津波高さ別に示しています。赤っぽいのが、理論上最大のものです。青い斜線のあたりは、過去最大でかつ2メートル以上の津波が来るという事で、国交省の想定では木造建物に影響があると予想される区域を明らかにし、検討が進むように示しているものです。川口先生がおっしゃられましたように、こういったことを示して行く事で、「じゃあこんなところに市街化区域を作って良いのか」や、「低層住宅入れて良いのか」というような議論が出来るのではないかなあ、というようなイメージでいます。

さらに、ご指摘いただいたように揺れであるとか地震動であるとか、液状化といった事も含めて、複数の図とかレイヤーとか、こういったものを準備して、重ね合わせていく事で、この地域についてどうなのか等についてお示し出来たらなと思っています。これについては今回考え方を示すものでありますので、資料という形では出して行くのですが、具体的な検討については、先生のご指摘の通り、いろんなプランがありますので、そういったものを併せ持って議論していきたいなと思っています。以上です。

●委員長

ありがとうございました。地域特性についてはそれぞれ、このマスタープランを作る時にですね、前もって、こういう地域はこのような地域特性があるんだ、と前段階の指摘が通常なさ

れているんですね。ですから、その一つの要素の中で、ではどのように気を付けて行かなければならないのかを組み合わせ、今後そのような作業になる、と考えるよろしいのでしょうか。川口委員、今事務局の方からご説明がありましたけれど、いかかでしょうか。

●臨時委員：

それで結構だと思います。それで、議論をする材料を、出来るだけ洗い出しておいて、判断する時にはね、どこまでのリスクをとるのかとか、災害の想定も発生頻度によって、1万年に1回の災害の想定を10後の都市計画にそれぞれ反映させる必要があるのか、あるいは、長い目でランドデザインする時には、色塗りにはまだ反映できないけれども、拠点施設の配置計画や、出来るだろうというような、いくつかの、さっきも説明あったんですけども、いくつかのこういうものを、どうやって見て、どうやって意思決定するのかというモデルが示されていると、使う側としてはとても使いやすしいかな、と。災害側の想定はだいたい一生懸命やったつもりですので、まあまあ揃っているかな、と、細かいメッシュで。それは全部使えるだろうと。ただ、いわゆるハザードは揃っているんですけど、リスク側をどうやってこれにさらけて、具体的な町の名前を言って良いのか知らないけど、たとえば、三重県だと、四日市市みたいなね、巨大な工業地域を抱える、中心市街地に近いところに抱えるような町に被害を想定、要はリスクですよ。リスクをどこまで踏み込んで都市計画をやることについてはね、ちょっと気を付けた方が良くって、リスクの算定ってのは、ハザードの算定よりずっと適当なんですよ。適当なんて言葉いかんかもしれないけど、要は、境界条件によって、ものすごいブレが大きいし。ハザードはかなり一番のデータもちゃんとやったし、震源モデルはどうかっていうのはあるんだけど、かなりちゃんとやっているの、かなり根拠として使っていただくのは、足ると思うんですけど、リスクの方は、示されてはいるんですけども、ストレートにそれだけを使って良いかっていうとね、必ずしもそうじゃないかもしれない。そこは、用心した方が良いでしょう。防災担当の市町にもそれは言っているんです。だから、例えば、ある都市のリスクをちゃんと評価をした上で、施策に反映する時には、リスクの算定をもう一回お金をかけて、深掘りした方が良くもね、というレベルなんですよ。ただそこは、ちょっと考えどころなのかもしれないませんが、基本的な震度分布だとか、液状化分布だとか、津波浸水だとかって事は、今回の想定では、市町に改めてやっていただかなくても十分、実用に足るレベルまで県でやっていただいているので、そういうところ辺が、ちょっと気を付けた方が良くもね、って思っています。後はご提案のあったとおり、以上ですかね、私としては、思っています。

●委員長

ありがとうございました。今、川口委員からお話いただいたリスクの算定という、ぶれがものすごく大きい、という指摘でしたけども、その辺りの強弱というのですかね、どれ位のリスクの大きさが考えられるのでしょうか、実際に起きていないのうかがいたいのですが。

●臨時委員

リスクというの、誤解があるといけないので、ハザードって僕たち呼んでいるのは、主に震

度分布、液状化、津波浸水こういう物をハザードって呼んでいます、自然に何が起こって、何かを加えてこれくらいの事になるよ、そこまでがハザード。リスクはですね、危険度という意味で使ったんじゃないかって、被害ですね、人はなんんどこで死ぬかとか、建物が何階まで壊れるかとか、火災が何か所起きるかとか、その話が、今私がリスク、県はそういう整理をしているので、そっちは、境界条件をちょっと数字を変えると、例えば、帰宅困難者が2万人出ます、みたいな話は、実は時間を30分ずらすだけで、2万人は1万人になったりするんですよ。だから、その辺のブレはとっても大きいので、そういう事として書くのを中に入れようと思った時には注意が必要よ、という事です。今、委員長がおっしゃられたリスクは、危険度という意味でいけば、発生頻度という事で読み変えると、現状では、多分3段階あるんだろうと思っています。だから、理論最大クラスのリスクと、それから100年から150年に1回起きてきた中で最大部分と、100年か150年の間には絶対1回は起きるだろうレベルは最低限見たらろうと。それは過去の三重県の想定と、今回出した2つがそれにそれぞれ相当するので、それは上手に使い分ければいいかな、というふうに思っています。

●委員長

詳細なご説明を川口委員、ありがとうございます。そうしますと、要するに被害想定として、どういう事なのか、というところですね、当然、実際どの時間に起きるかであることとか、そのような事で大変大きく違って来る、という地域差、時間意識化する事、と思うのですが。時間的な事とか条件設定によって大きく変わってくる。被害のところについて、県の方はどのようにお考えですか。

●事務局

今回第1回目で、先生方の意見を聞きながらこれからやっけて行こうという事で、実は一番悩んでいる所が、その辺りでもあるのです。都市づくり自体をどうするか、という事を悩んでいる時に、先程言われたハザード、それからリスクと言われるものをどういった見込みですのか、非常に難しい問題で、これを、市全体が壊滅的な被害を受けるという話になった時には、その時点でまちをこうしたい、という考えが無いので、その辺りをよく考えて、私ども提案できるものをいくつか用意する、先生おっしゃられた通りですが、考えていますので、今は、具体的に被害をリスク管理という形で進めて行きたいと考えています。

●事務局

都市計画課の中嶋でございます。先程もリスク、被害について川口委員からもお話もございましたように、頻度の問題も非常に重要になってこようかと思えます。先程もおっしゃっていただいたように、1000年に1度にも大丈夫なようなまちづくり、という事を考えると、正直、まったく新しいまちを、絶対安全と思われる地域に作る、という話は不可能な話ですので、それも台風あるいは竜巻とかいうものについては、多分、絶対安全な場所ってないんだろうと思います。ただ、そういうリスクを減らしていく場所っていうのはあるんでしょうけど、限られた特定の場所、そこに今の町をそのまま移すとなると相当お金がかかる人工的な町を作る必要がありまして、それは非現実的な事になるのかなあと思っています。その中で1000年に1度でも

被害を最小限に留めるっていう話では、まず人の命を守る、という事を重点に考えていく必要があると思います。1000年に1度の災害にも耐えうる町をつくっていくということは、非現実的だし、経済的にも不可能だろうと思います。1000年に1度の地震・津波、土砂災という物が起こっても、人命をある程度優先的に確保できるまちづくり、という物をまず考える。後は当然、建物とかまちにも当然寿命という物がありますので、100年と150年単位で起こるものについては、ある程度が必要と考えます。人的、物的被害が少ないような町づくりの方向に持っていく、という取捨選択になって行くのかなあと。町によっては、地勢的に、津波的には大きくはないけど、浸水的には大きいとか、あるいは液状化が起こった時には都市機能が麻痺する部分も当然あるかと思ひますし、実際、津波で壊滅的に町自体が呑み込まれて、崩壊してしまうようなエリアがあると思ひます。そういった中で、いろんな先程も言った被害の想定を加味しながら、それぞれのリスクと頻度、あるいは、その土地の形状、町の成り様をいろんな情報を重ね合わせて、その上でどんな町づくりがいいのか、いうのをそれぞれの町に考えていただく。命を優先、まちを優先、施設を優先という、それぞれの市町や地域のお考えがあると思ひますので、そういった事をきちんとまちづくりや都市計画に反映していく状態にしていくのが、今回の一つのテーマなのかなあ、というふうに考えておるところです。

●委員長

ありがとうございました。そうすると幾つか、今お話ししました情報を重ね合わせて、市町の方向をどう考えるか、一つは、人の安全のためにどのような構造にまちをしていくか、逆に守るための、構造そのものが維持していかなければならない。ここにもいくつかここにもアプローチの方法があります。他の委員の方いかがでしょうか。

●2番委員

今日、主に二つ申し上げたいことがありまして。一つ目は、地震・津波以外の災害に関してです。二つ目が計画立案の考え方に関する事で、長くなりそうなので、まずは、最初の方だけ申し上げたいと思ひます。今日いただいたA3の資料の3ページ目には、かなり地震・津波以外の災害についての記述があり、具体的には集中豪雨による土砂崩れ、財政的困難といったことが書いてあって、途中から、地震・津波等と「等」という字が入っています。が、1ページ目にそれがありません。この指針を検討している経緯からして、もちろん地震・津波がメインだと思いますが、関連する他の災害を考えると、例えば津波から逃れるために、山の方に避難したら土砂崩れに遭ってしまったというような事態もあり得ますので、地震・津波をメインに押し出していいと思ひますが、他の災害についても、最初の骨子の基本のところから入れていただけると良い、と思ひました。

●委員長

この地震・津波以外の想定については、実は、8月5日の都市計画審議会の際、その時は地震・津波という事で、この小委員会の方にお話をいただいたという事もあります。できれば、本小委員会で私が委員長の立場もありますので、次の都市計画審議会の時に、この所をぜひ入れていただく、という提案を、都市計画審議会の方にさせていただくというのは、いかがで

しょうか。今回は「等」という形で入れるという形で、想定して考えて書いておいて、審議会の方は正式名称の形で、私の方で提案させていただくという手順でどうでしょうか、事務局の方。

●事務局

はい。朝日委員長の方からいただいたご提案について、非常にありがたいと思っております。当時、地震・津波の都市計画の指針を作るに至った経緯でございますけども、当然今でも風水害については、ある程度浸水区域も想定されてますし、ある程度、都市の施設を作る場合でも何らかの形の規制というのが、用途にかけられておりました。で、その中で今回の地震・津波想定は、これまでより甚大な被害が想定されているということ。さらに三重県の中心市街地が、まさに伊勢湾沿岸、あるいは熊野灘沿岸に集中しているということ。さらに都市計画区域においても壊滅的な被害が想定されていることから、地震・津波に特化したという形で、今回検討を進めようというふうに至った経緯がございます。ただご承知の通り、広島で起こりました大規模土砂災害、やはり、近年の局地的な豪雨、それに伴う災害、それは洪水であったり土砂災害であったりというのが今まで以上に顕著になっている所がございます。そういった点で、おそらくそういったご提案をいただいて、合わせて今後の都市計画、あるいは土地利用に関しての考え方の中に、地震・津波がベースにあるんですけど、その他、土砂災害であったり、風水害での想定というものについてですね、事務局としても、できたら市町と一緒にそういった事を合わせて検討して行きたいと思っておりますので、事務局からも、委員長から都市計画審議会にご提案いただければと考えております。

●委員長

はい、ありがとうございます。では、12月に都市計画審議会がありますので、そこでは正式に提案させていただきますけれども、それ以前の段階で、こちらの会議の開催を検討しております。この会議の中では、当然必要な、今回の数か月の大きな検証を踏まえてという事で、検討の中に入れながら、小委員会の方を進めて行きたいと思っております。では村山委員、もう一つ、こちらについてお話していただけるといいかと思っております。

●2番委員

はい、都市構造の計画を考える上での、ポイントというのがあるんですが、これは実は事前に事務局と議論した内容です。今日の資料を自治体の立場から見るとどうなのか、を考えてみたいと思います。一つは、いろんなオプション、施策をリストアップしていただいている、実際に適材適所で適用して行こうということですが、実際、自分の自治体の何処でどういう施策を展開をして行くべきかについての判断が難しいと思います。

もう一つは、指針の前提にあります集約型都市構造について、必ずしも、どの自治体も集約型都市構造、あるいはコンパクトシティを積極的に実現しようと思っているわけではないということです。特に小さな自治体に関しては、集約型都市構造はわが自治体にとって困難あるいは不要だと認識される可能性があり、地震・津波対策の前の基本的なところで思考が止まってし

もう感じもあるのです。そこで、もう少し丁寧に都市構造再編の部分を、指針の中に書いておく方がいいかなと。それで、大変へたくそな図面で恐縮なのですが、委員の皆さんには、座席表の後ろの方に私が書いた図があります。会場では、恥ずかしいのですが、パワーポイントに沿ってご説明したいと思います。都市構造や土地利用を考えるにあたって、様々な要請があります。まずこの指針でも検討しているように、様々な災害に対する、防災、減災に対してどうしたらいいかです。環境問題への対応という事で、地球規模では二酸化炭素の排出量を削減し、より身近なところでは森林資源とか農地の保全を含めて環境問題への対応が必要です。社会的には人口減少、超高齢社会、自治体は財政難であり市街地の維持コストをどう負担するかなどの課題があります。経済の活性化、それから、ライフスタイルも変化している。だんだん若者が車から離れて行くし、これまで戸建て志向が強いと言われてきたところでも、集まって住むことがだんだん受け入れられるようになって来た。そういった、防災・減災以外のところも含めた状況の中で、各自治体は都市構造や土地利用を検討しているということが前提としてある。次の図面なのですが、わかりにくいかもしれませんが、縦軸に都市施策実施のレベルが書いてありまして、水平の軸が時間になっていて、短期・中期・長期とあります。それで原点の所が今なのですが。まず、都市施策実施のレベルが全体としては右肩下がりになっています。これから都市でいろいろな施策を打って行くわけですが、だんだん財政がなくなって来るので、今、投入できているいろんな資源が長期に渡って同じレベルで投入できるかが怪しい。だんだんできる事が少なくなっていくのではないかという意味で、施策のレベルというか絶対量が、右肩下がりになります。一番上に赤く塗ってある災害を食い止める施策は、例えば防潮堤とか防波堤、物理的な物で防災する、とにかく自然の力を食い止めるという事に費やす施策です。その次のだんだん右に進みつつその割合が低くなって行くのが命を守るためのいろいろな施策。これは津波被害が想定させるような場所で、避難経路を作ったりとか避難施設を作ったりとかいうような、ここに人々が当面住んでいますので、その人達の命を守るための施策というのが、今時点ではかなりの大きな比重を占めている。それもだんだん少なくなってくる。逆に多くなって来るのが一番下の方で、これがまさに長期的なコンパクト化・集約型です、より多くの人々が安全な所にコンパクトに住むための施策。すぐ長期的な事を考えると、人口も減って来ますし、高齢化社会になりますし、環境問題にも対応しなければいけないし、財政状況も悪化するので、国土交通省も提唱しているように「コンパクト」アンド「ネットワーク」という都市構造を目指すべきだと思ひまして、防災の観点からみても、なるべく危ない所に住んでいない方がいいわけですので、長期的にはそういう施策が有効です。今すぐにこれを実現する事が出来ないという意味で、今は施策としてはやれる事は少ないけれど、だんだん長期的には増えて来る。その分、より多くの人々が安全な所に住めるようになるので、逃げるための施策というのは、だんだん施策レベルが少なくなってくる。そういう非常に大雑把な施策のイメージを書いてみました。都市計画マスタープランの範囲というのは、概ね10年後、20年後の将来に向かったものですが、長期を含めてこれから10年、20年を書くので、各自治体で、どれくらいまで一番下の方のコンパクト化の所を頑張れるかがポイントなのかなというふうに思っています。次に、これは、いろいろなパターンの都市構造があり得るので、少し考えてみたものを、本当に初期のスケッチですけども、お見せします。自治体でこれからの都市構造をどのように考えていけるかのイメージです。一番左の図が現状の都市構造ですね。東側に海がありまして、

津波が来ると、沿岸部のかなり広い範囲で、浸水が想定されるという絵をかきました。真ん中に鉄道がとおり駅がありまして、黄色い部分が市街地、その周りに森林があるという仮想の都市のイメージ。で、こういう現状の中で各自治体がどういう対策を打てるかという事です。これも幾通りもあって、どれが正しいか、どういうビジョンを出していくかというのは各自治体で議論していくもの。一番上が、これは、現状維持型と書いていますけれども、とにかく津波が来てしまうので、例えば津波を和らげるような堤を作ったりとか。あるいは浸水が想定されている場所では、きちっとした防災減災対策。避難路とか避難所を作るとか、建物を津波に強い形に建て替えるなどの施策があります。これは、大きく都市構造や土地利用を改変せずに津波の想定されているところについて、重点的に整備を実施するというような内容です。赤く塗ったところは、かなり施策が実施されるのですが、その他の部分は何も実施しないイメージです。二つ目の真ん中のものは市街地拡大型と書いてありますけれど、津波が想定される部分をなるべく、長い時間をかけて低密度化。今、沢山の人が住んでいると言いましたが、なるべく人口を減らす。考えていただきたいのは、この時点で人口減少しているはずなので、放っておいてももしかすると人口減少しているのかもしれないませんが、相対的には、安全なところに行きたいということで、安全な場所での新市街地の開発ということで、バサッと森林を切り開いて、新市街地を作るような絵を書いています。それから黄色い部分の周辺部ですね。縁のところにはオレンジ色が塗られていますが、こういうところも市街地を拡大していく。これは市街地拡大型になっていくので、コンパクトシティと真逆の土地利用パターンですね。

それから3つ目が集約型。県としても推奨しているコンパクトネットワーク型ということなんですけれど、津波が想定される場所は、低密度化を図っていき、災害に直接遭う場所なんですけど、建物の立て方も工夫して、全く住んじゃいけないよということでは、ありませんけれど、津波が来ることを前提に、いろいろと考える。では、市街化するところで、真ん中の案は、とにかく自然的な土地利用をやめて、町を拡大するという方針でしたけれども、一番下の案は、駅周辺とか、幹線道路、及び、それを繋げるような道路、駅前の目抜き通りといったところの市街地の再生というか再開発。そういうところで、人口を集約していく。総量として人口どれくらい減るかというのがありますが、他の案に比べると、津波の被害を受けるところからは、人がだんだんいなくなっていく。一方で、森林は保全されていて、今、空洞化の問題がある駅周辺とか、中心部ですね、ここを中心に幹線道路にも、実際はいろんな商業施設とかが張り付いていて、皆さんがそこを中心として使われていますので、そういうところも逆に肯定して、今より密度の高い市街地を作っていく。一番下の案は、かなり頑張ってコンパクト化するようなイメージですけれども。おおざっぱに考えてもらおうと、このぐらいの案があって、その中間案というのが沢山出てくるんだと思うですね。こういうことを自治体が、どこまで考えられるかというのを実際、議論しなければ分かりませんが、都市マスタープランの中で地震とか津波のリスクを考えるというのは、土地利用として考えるという事は、多分、こういう事を意味しているのではないかと思います。こういう絵を指針に載せるどうか、ちょっとかなり長期のやや極端な絵なので、どう自治体に映るかという議論が必要ですが、何かしらこういう都市構造や土地利用のイメージを指針の中で作っていくことが出来ると良いと思います。そして、都市のそれぞれの部分でどのような施策を実施していくかというのをメニューから選べるようになるとなお良いです。

●委員長

村山委員ありがとうございました。大変、言葉ではわからない部分、視覚的にわかりやすい図を書いていただいたのではないかなと私自身、思うのですけれども、いろんな外部環境の中で、それをどのように取捨選択して、行っていくかという事に大きく関わっていて、さらにそれに時間軸がありという事です。それをどのような形で進めるかという点かと思います。災害を食い止めるような施策と、それから避難地に逃げるための施策ですね。被害をなるべく軽減する。それから多くの人々が安全なところに住むようなコンパクトになるための施策という形で。これは時間軸で、しかも制約条件という事では、財政の問題があるという事ですので、こちらをはっきりとしていかなければいけない。さらにコンパクトシティーにしていくにしても、各自治体ごとに、地域特性が存在していて、一様にコンパクトに出来る場所と、出来ない場所も当然にあり、それが、ファストベストなのかどうかというところもあるんじゃないかと考えられます。このような図を、自治体の方々に何とかマスタープランを作成する際に検討出来る、このような考え方があるんじゃないか、というような形で提起するという事について、事務局の方はいかがでしょう。こういう形で含められたら、私は良いのではないかと、思いますけれども。実際にいろんなパターンがものすごくあるんだと思うんですよね。その一つの提案として、こういうようなものもありますという形で提示するというのはどうでしょうか。

●事務局

ありがとうございます。こんなに絵まで書いていただいて、非常にわかりやすく、今後示すイメージが共有できたのではと思いますし、委員長からもありました通りです。これから県として向かって行くべき方向は、より具体の地域の方々が、どういう方向を目指すかという事なので、大きな方向として、コンパクトだけではなく現状を維持するタイプもあるという事も示しながら、提案していただくということで、非常に嬉しい提案です。人口減少が進む中で、私たちが悩んでいるのは、積極的にコンパクトシティを進めたいなという、県としての思いと、もともとコンパクトで住める所はここしかないんだ、などの市町の意向とがあり、この落としどころでした。命を守るためには、別の方法、いわゆる広大型もあるなど、私どもも、そういったいろいろパターンを設定して、具体的に津波の浸水エリアであるとかなどの検証して議論をしていきたいと思っております。参考にさせていただきます。

●委員長

今、川口先生のご意見を伺いたい、というのが事務局のご意向だと思いますけれども、先生の方はいかがでしょうか。

●臨時委員

僕も、先ほど口でおっしゃった事を村山先生が、ある程度は絵にさせていただいたものと思っています。つまり、オプションばかりズラット並んでも、シナリオがないと、どのオプションを取っていいのかというのわからないから、シナリオが何本かというか、そこにシナリオがあって、そのシナリオにのっかるんだったら、ここは都市計画なので先ほど事務局から

説明があった部分が都市計画政策なんだけど、三重県としては他にも一杯施策はあって、そういうものを立てて行くと、このシナリオにのっかっていくで、というようなメニューっていうか、例示がね、たぶん村山先生がしていただいた事なんだろうって、これを示していただくと、多分やりやすくなるかな。こういうところが多分あった方がいいな、ここでできることなのかなって思います。ざっくりいうと、冒頭事務局がおっしゃったように、たぶん伊勢湾内部の北勢、中勢沿岸エリアと、なんとなく4つか5つ位に分かれるじゃないですか？それ位のシナリオはたぶん基軸にね、そこから発生型っていうのが多分あるんだと思いますけど、そんなイメージかなと思うので、こういうものが示されるっていうのは、アウトカムとして非常にいいな、と思っています。何の意見も言ってもいいです。(笑) いいと思います。

●委員長

今、事務局のお話があったように、検証しながらそれが全てのイメージ通りという形なのか、というのがまだこれからの頑張りだと思いますけれども、こういうような方向性で進めていくような考えで、先生のご意見を是非反映させていただきたいなと思っています。よろしくお願い致します。

●4番委員：

県の皆様からいただいたこの構成イメージ、それから将来像、それから反映の方向等についてほしい理解しましたとともに、こういった方向性でうまく反映できるのが理想だと思います。加えて川口先生と村山先生からのご提案についても非常にわかりやすく、私もそういった方向で反映できればいいと思います。私が考える都市計画マスタープランのイメージについて申しますと、まずキーワードとして防災力、減災減災力、復興力という要素を意識したものであれば良いなと思っています。今回のご提案の中には、こういったものが全て含まれておりますので、それらを膨らませていけたらよいと思います。県民の1人1人が住んでいる場所の例えば今日とか明日とか、5年後とか、その時々々の被害想定を理解しているという事、被災時から復興までの自分自身の行動から、行政の支援が具体的にイメージできているというのが、非常に理想的だと思います。県の方で、非常に細かく目標値を決めて既に取り組んでらっしゃるプロジェクトも、いくつか存在しておりますので、それらとの整合性を図りつつ、後押しができるようなプランであればよいと思っています。それから村山先生のご提案の中の、一番最後のページの都市構造・土地利用再編再生のイメージですと、例えば現状維持型っていうのは、今現在の社会手法を維持しつつ、復興力に賭けるイメージですけれども、これは短期的なイメージですが、地域によっては中期長期っていうような形で位置付けざるを得ないところもあると思います。これらの3つの選択肢は非常にわかりやすいと思います。それから後もう一つ、今現在都市計画で用途区域とか市街化区域とかそういった線引きがされておりますけれども、川口先生がいろいろデータで出されている、ものを使ってゾーニングって言いますか、例えば津波の災害の警戒区域であったりとか、それが特別に警戒の必要な区域であったりとか、土砂についてもあるんじゃないのかと思うんですけれども、水害、それから液状化等、こういったもののそれぞれのゾーニングの必要性も検討していただければと思います。この検討については市町村レベルでされるのか、こちらの方ですか、ちょっとその辺りはわかりませんが

も、そういうゾーニングがあって、そのゾーニングも先ほど川口先生がおっしゃられたような、被害想定をどのレベルでみるのかっていう事とかも必要になってくるかと思えます。ぜひ、今あるデータそういったものも活用しながら、計画に反映していただければと思います。それからちょっと細かい話ですけども、復興時のための準備っていう所は、非常に重要な部分だと思います。ですので、例えばここの中に載っていなかったのも、一つ提案させていただきますと、地震があつて津波があつたりとかすると地形の変化とかもありますので、そういったその都市計画情報の整備・管理保管っていうのも考えておく必要があると思います。どこかでちょっと見たんですけど、地籍調査をやっていてよかった、とかそういったのもありましたので、こういったものも計画の中に入れていただけたらと思います。

●委員長

ありがとうございました。そうしましたら今、柳川委員がお話いただいた中で、だいたい、復興、防災、減災、今回のものには踏まえているという事と、県のプロジェクト、以上のものがどれくらい今回のマスタープランの中で、どういうふうに組みこまれるのか、それによって逆にそれができることにより、若干微修正される可能性っていうのが出てくるんじゃないかと思うんですね。その辺りの所。それからもう1点ですね、土地利用の部分の関係が変わってくると思うのです。もう1点は被害想定等でいろいろ変わってくるというようなご指摘もいただいております。それによって例えば住居がどういうふうになるかっていう事にも、大きく関わって、どういう建物が建たなければこの次はないのか、そういうことにも、特に浸水地域に影響するかと思えます。それが市町村レベルなのか、県の方が構築するのか、事務局の方がどのようにこの中に組み入れていくのか。そして、ゾーニングについても、いかがでしょうか

●事務局

ゾーニングについては川口委員と以前に相談させていただいた経緯がございます。一つの地図、土地利用の地図の中にですけど、いろんな災害、あるいはリスクの情報をですね、重ね合わせていくことが重要であると考えています。例えば土砂災害については三重県で約1万6千か所の危険区域があると、これは中山間とか山岳部を全部含めての話ですので、都市計画を設定している区域の中では、そんなにたくさんあるわけではないんですけども、ただ現在三重県の調査自体が20%位しか進んでない、という現状がございます。これから5年間の間に前倒しをして、1万6千件の調査をするのと同時に、今回土砂災害の法律の方がですね、広島県の災害を踏まえて見直しをしようという動きがございます、調査の終わったものは、できるだけ速やかに警戒区域、あるいは特別警戒区域の選定を促していこうとしてきましたが、それには合意形成に時間かかるので、まずはリスクについての調査結果を速やかに公表しましょう、という話がございます。従いまして、今後、今回は27年を目標として指針作りを進めようとしてるんですけども、実際、市町、県において、マスタープランを改定していくにはまだ少し時間がかかりまして、30年前後になろうかと思えますので、そういった中ではそれぞれの土砂災害等の調査結果も十分反映できていくのかなっていうふうに考えております。後もう1点、柳川委員からご指摘がありました地籍調査、これもご承知の通り三重県大変遅れておる。それ

ぞれ手厚い財源措置が講じられているものの、なかなか県内市町の方で進んでいない。全国でも最下位レベルですので、これを進めていく必要があると考えます。委員がおっしゃっていたように東北の方は、非常に地籍調査が進んでいたことで土地の所有者が特定できたと聞いています。三重県の場合、もし沿岸部で起こったら、どの土地の所有者か、現況と実態と全然合わない状態ですので、それこそ復興が全然進まない、というのも想定されます。さらに、以前、柳川委員の方から用途の所であったり、浸水の頻度によっては、移転しなくても、例えば1階は浸かるけども、2階、3階になれば、十分そこに住める場合がある。しかしながら、住居の用途では、制限がかかっており、3階建てが建てられない、そういった都市計画になっている所がある。例えば用途を変更して、建物規制を緩和すればそこに十分住めるという事も、選択肢としてはある、とのご意見をいただきました。一方で日照権の事もありますが、そういった事も含めて、それぞれの町づくりの中で、住民の方々にどのような町にしていくかというのは、考えていただく必要があると思います。いろんな選択肢がある事から、市町の方々と一緒に情報交換しながら、市町と手法についても情報共有して行きたい、と考えているところでもあります。

●委員長

ありがとうございました。ここの小委員会ではマスタープランに都市計画指針について、都市計画プランを作る際に、どのような形で作ったらいいか、役割であるとか、それからマスタープランの考え方等を示して行くわけなのですけど、この一つの情報になる調査関連であるとか、情報は、この中で市町さんの方でも前もって準備を進めることになります。30年には、まだだいぶ時間がありますので、その間に何とかそのように進めていただくというような事を、提案するように書く事は、可能なのでしょうか。

●事務局

お話しいただいているように、どういうふうな見せ方をして、どういうふうに理解いただくかという事については、川口先生が取り組まれている、地域の皆さんのお話を聞きながら、災害ではこんな経験をした、という記録を残すことがたいへん重要なことですが、併せて都市計画の中にこれ内容を記載して、法的に明確に位置づけをする。その上で、こういう調査がこういうふうに進んでいるので、今の段階ではどういうような形まで進められるのか、という事が示せる。明確にそういった事が出せるような、現状における最大の可能性みたいなものを、慎重に情報提供して、県として発信するなりして形を決めて行くような、今おっしゃられているところで行きたいな、と思います。

今回の都市計画指針の範囲はまさに議論いただいているところではないかなと考えます。それから一步を踏み込んで、市町の計画を具体的に検討する事については、もう少しデータも必要で、しっかり意見も聞かないといけないという事なので、考え方を示すという所では、たくさん提案をいただいて、あるいは、最後の表ですね、イメージの中にたくさん書き込んでおく事で、皆がその中から選択して対応できるスタイルとしたいので、どんどん提案いただきたいなど。ただ、具体的なイメージも少しないとだめなので、次回以降提案なのですが、協力をいただける市町に相談をしてパターン化した幾つかの事例をご紹介します、具体的な検証を進めなが

ら、この考え方指針というものを作って行きたいなと思うんですが、その辺りどうでしょうか。

●委員長

委員の皆さんどうでしょうか。はい、川口委員、どうぞ。

●臨時委員

ひょっとしたら爆弾発言かもしれないですけど、まったく異存はないんです。但し、具体的に木曾岬町から紀宝町までの29をなめて行った時に、本当に地震・津波に強い町づくりって、何よ、って考えた時に、単独市町だけでやる事が是なのか非なのか、という議論は、各市町に渡してしまったら絶対にできないですよ。あんまり具体的に言いたくないんですけど、例えば、きわめて何かのリスクが高くて、それがその市町全域に一つの災害でもって被害が及ぶようなケースは、その町で命を救ったり安全な町をやろうと思ったら、ちょっと根本的に難しいよね、っていうケースが多分あるに違いない。その時に市町投げしてしまった時に、どうしようもないやん、僕ら取れる施策なんてないし、都市計画的にはね。避難とかという意味では網掛けとかあるかもしれないんですけど。複数の市町が一緒になったプランみたいな事が、提案としてあり得るのかね、ちょっとそれは勘弁してさ、という事なのか、僕は防災屋なので、あえていうと、防災という観点、都市計画とか経済とか、ちょっと置いといてね、防災という観点で見た時には、その方が絶対ええやん、という場所は一杯あるような気がするんです。そこに踏み込むか踏み込まないかっていう点は、どうなんですかね。

●委員長

事務局、お願い致します。

●事務局

今のご提案は、先生のご意見は、私どもとしても非常に苦悩している所なんです。確かに市町によっては、全域が被害を受ける、市町が単独でやれる施策がどれだけあるんだ、と。今の時点で問題になっている部分があると思います。今回は都市計画という事にある程度限定している部分があるんですけど、そういう地域については、現在都市計画がない所もございます。ある程度そういう全域的な考え方はですね、今回都市計画指針をまとめてまいりますけれども、都市計画マスタープランを持ってない一つの市町でも、そういう使い方ができるような、又県の地域マスタープランは上位の地域の考え方となってまいりますので、その中身も、今川口先生がおっしゃたような考え方というのは、県として考えて行く必要があるんだろうと思っておりますので、これから皆さんのご意見等を踏まえて、考えて行きたいと思っております。

●委員長

ありがとうございます。そうしますと、少しそのような所も検討できるような余地というんですか、そういうものを入れ込みながら、こちらでも、少しでも提案が出せる、市町がマスタープランを作成する際に参考になるような所を、今の川口委員のご指摘の内容を踏まえてですね、これから検討していくという形でやってください。今、こういうような形で、話を進めて

来ておりますけど、他に何かありませんでしょうか。

●事務局

今回の議論を聞かせていただき、全域を見た方がいいというご提案をいただいたわけですが、タイトルが三重県地震・津波対策都市計画指針という言葉自体、どうかな、と僕らは悩んでいたところなんです。副題を付けていまして、地震・津波に強い都市づくり、あるいは地域づくりなのか、更に災害も村山委員ご指摘のとおり、地震・津波だけじゃないよ、という事であればこれも自然災害に強い都市づくりの考え方になど少し柔らかい表現にしたいと考えていますがいかがでしょうか。

●委員長

委員の皆さん、いかがでしょうか。都市計画だけではなくて、もう少し他の要素も入れる形にどうもなりそうだと、いう事かと思うのですが、それでももう少し幅広い、都市計画の指針の話も入れ、更にそれを踏まえて、それだけではない広がりを持った形で、かつ、強い都市づくりに直結するような内容をこの中に入れ込むという事で、少し名称を幅広くという形に、というご提案なんだと思います。どうでしょうか。

●事務局

ちょっと消極的な発言で申し訳ないです。できたら町というより、都市で留めたいなど。地域づくりとなりますと、当然、いろんな地域、例えば漁村とか、まさに今問題になっている消滅集落、あるいは限界集落の安全・安心どうするんだ、という議論があろうかと思えます。例えば今現在、都市計画区域に三重県の人口の約9割の方がお住みになっているという中で、コンパクトで効率的な町をこれからどのように作っていくか、ということに重点を置いていきたいと考えています。ただし、都市計画のない所は対象にしないということではなく、そのようなまちでもある程度拠点となる集落、エリアというのはございますので、例えば市町の役場周辺であるとか、そういった所にはある程度拠点的なものがありますので、そういった所についても、当然ながらご参考にしていただくような指針になれば良いと考えています。もう一点、先程川口委員からご提案ありました、複数の市町の場合という事についてもですね、まさにそこがポイントがあると思っています。広域調整なり一定のエリアの都市計画を考える中で、県がある程度の方向性を示して行くことは重要な事だと思っています。今回の指針作りにおいても、大事なのは、市町の担当の方々や、首長さんも含めてですけど、一つの町だけでは、そういったまちづくりというのは難しい、という事をまず気付いていただくというのが一番大事と考えています。いろんな情報や提案いただいて、如何に一つの町だけで災害に強いまちづくりを進めるといって、困難で、非効率になるかということを知っていただくという事も、ポイントになると思います。そういった事で市町の方々とも、時間をかけた検討をしていきたいと考えているところです。

●委員長

ありがとうございました。そうしますと最終的には、地震・津波以外のものも入ったりということで少し変わって来るかもしれませんが。自然災害に強い都市づくりというような形で、今お話があったようにですね、都市計画として指定されないようなエリアの所も、このような形でこの中に組み込んで行くような方向で取り組んでいく、ことになると思います。特に今の事務局の方からお話のあった事、一つの市町だけではなく、市町間で少し連携しなければいけないようなケースもまた出て来ると思うんですよね。どうしても共有して行かなければいけない、それはネットワークという共有もあるだろうし、技術的なハードの所の共有もあると思うので、その辺りも少しこの中で、こういう方向性もあるじゃないか、というのを、出せば、それは一つのマスタープランの中でも、全体的なマスタープランそのものの中に、旨く入って行くというのは難しいかもしれませんが、方向性として、考え方としてはありだと思う。そういうような所も少しこの会議の中では、頭のすみに入れながらですね、議論を進めたいと思います。他にありませんでしょうか。次回以降に宿題として準備した方がいいというものがあると思うんです。そういう所をもしここで提示していただければ、次回の会議の開催の間にですね、少し情報収集等していただける時間があると思うのです。その辺りも含めてご指摘いただければと思います。

●2 番委員

土地利用などを考えるにあたって、現状の土地利用、公共の建物、各種ハザード、被害想定、それらは何らかの形で地図になっていると思いますが、それがどういう形で実際の都市計画マスタープラン策定作業に使われるのか。GISデータがあるのですよね。いろいろ考えて行く中で、そういうデータをどういうふうに使いなして計画を立てるかというところも重要ですね。

●委員長

ありがとうございます。事務局の方、いかがでしょうか。どちらかというとなはり、新しくこれに合わせた都市計画作りをするための一つの情報を、この中で、手順の中だと思うのですが、それを我々も見せていただく形で議論を深めて行きたいと思います。どうでしょうか。

●事務局

では事務局から、津波の浸水範囲等で作業しているのは、小さいイメージで付けさしていただいてる図面の作図を進めておりまして、表示されているものの基本データは、都市計画基礎調査でおおむね5年に一度やられております。そちらの方で都市計画の基礎データを表示してあります。今それに津波浸水のデータを載せさせていただいてまして、載せる予定をしておりますのは理論最大の津波浸水のエリア、2m以上の浸水エリア、6m以上の浸水エリアという、建物被害の段階で大きく階段ができるような、浸水の高さを含めた地図を作成しております。同じように、過去最大の浸水エリアの地図を作図をしております。表示をしてそれを各都市の担当者さんに見ていただこうと考えております。あと、一応災害時の拠点として設定をされている施設等の位置を、GISシステムのほうから落としてまして、そちらを表示しているのと、市町さんの方で調べられた津波避難のビル、指定をされたビルの住所データからですね、どの

位置に避難できるビル等があるか、避難所として考えている場所がどこにあるかを地図に落とした状況で一度見ていただこうかな、というのを考えておりました、その中で市町さんそれぞれ意見が多分いろいろあると思います。精査の仕方を工夫しながら提示をして行くような恰好で、地図としては作って行きたいな、と考えております。

●臨時委員

震度分布液状化はやられるの？

●事務局

オプションとして震度分布、液状化という事を特に重視される市町さんからリクエストがありましたら、そちらを表示をする事と、都市計画基礎調査には建物の形態がございますので、不燃化建物だとかを表示することは可能です。この辺は求める市町さんがどれほどいるかという所で、作業量も変わって来るんですけど、提示することは可能ですんで、データとしてあるものを表示するのに、とても便利なGISソフトですので、フルに市町の担当者さんが活用できるようなデータ提供をして行きたいな、というふうに思っています。

●臨時委員

震度分布と液状化はね、「いる」と思うてへん可能性もあるのでね、モデル的にちょっとやってみるとかね、多分GISもそうだと思うんですよ。一つの震源モデルに対する解ではあるんだけど、それは直接は、間接だけ地盤の状況を言っているデータなので、重要なデータなので「こんなもあるんよ」と言ってあげる意味では、なんとなくちょっとやっという方がいかな、という気も。すいません、仕事を増やして。

●事務局

わかりました。作られたデータとしていただいているハザードのデータの中に浸水エリアだけの所だけじゃなくて、震度分布であったり、液状化のデータをいただいておりますので、表示する事は可能だと考えておりますので、今後参考にさせていただいて、作図の作業をして行きたいと思います

●委員長

ありがとうございました。後は中部地方整備局の方で、いろいろなマップについても、作成されていたと思います。それも含めて資料として次回出していただくと、どういうふうに連携できるか、このあたりの部分が必要だと思います。そのほかにも若干資料があると。また、すでに中部地方整備局の方である程度決まっていることもあると思いますので、その辺りをデータの中に入れて、今回のいろんな資料を合わせ見た時に、実際の地域でどうか、など細かく見ると、いろいろ、新たな課題が出て来る可能性があります。参考まで、次回他の作業を進めていけたらと思います。他にいかがでしょうか、川口先生、他に資料に不足があるとか。

●臨時委員

これぐらいで結構です。

●委員長

そうですか。柳川委員どうでしょうか。

●4番委員

今進んでいるプロジェクトの内容と進捗状況に関するデータ等について資料の提供をお願いします。

●委員長

村山委員、どうでしょうか。

●2番委員

ずいぶん他の委員にも言っていたので、結構です。

●委員長

はい。ありがとうございます。今回議事次第に上がっていたものは、以上となっております。

●委員長

では最後に、次回の審議会についての連絡を事務局からお願い致します。

●事務局

第2回小委員会は12月3日水曜日の朝9時から、四日市駅前のじばさん三重で開催させていただきます。追って通知をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

●委員長

ただ今の連絡事項につきまして、ご質問はございませんでしょうか。無いようですので、以上をもちまして議事を終了させていただきます。

●事務局

事務局からでございます。朝日委員長には、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様には、本日は長時間ご審議をいただき、大変感謝を申し上げます。

これをもちまして第1回「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」策定に関する小委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

以上